

# 誓約書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
理事長 鈴木 英文

(申込者) 住所 **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**

個人の場合

(フリガナ) **コウシャ タロウ**  
氏名 **公社 太郎**

住所 **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**

法人の場合

(フリガナ) **ナゴヤカブシキカイシャ**  
氏名 **名古屋株式会社**  
**代表取締役 公社 一郎**

※誓約書には押印不要です。

※法人の場合は、主たる所在地・名称を記入してください。

## 誓約事項

申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者
- (2) 当公社が実施した競争入札又は公開抽選において、次に掲げる事実があった日から2年を経過していない者
  - ① 競争入札又は公開抽選の妨害、又は競争入札における不正の利益を得るための連合
  - ② 競争入札における落札者若しくは公開抽選における当選(当選者の辞退等による繰上当選を含む。以下同じ。)者の契約の締結又は契約の履行の妨害
  - ③ 競争入札における落札後の辞退
  - ④ 公開抽選における当選後の辞退
  - ⑤ 正当な理由に基づかない契約の不履行又は契約の解除
- (3) 会社更生法等の適用となる著しい経営不振の状態にある者
- (4) 入札告知の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者

なお、この項に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

「法人等」…法人その他の団体又は個人をいう。

「役員等」…法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

「暴力団」…暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

「暴力団員等」…暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

- ① 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ⑥ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

2 前項の誓約内容が事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。